第三節　四半期包括利益

（四半期包括利益）

第八十三条の六　少数株主損益調整前四半期純利益金額又は少数株主損失金額にその他の包括利益の項目の金額を加減した金額は、四半期包括利益金額として記載しなければならない。

2　前項に規定する四半期包括利益金額については、四半期連結財務諸表提出会社の株主に属する金額及び少数株主に属する金額に区分し、その区分ごとの金額を四半期連結包括利益計算書の末尾に記載しなければならない。

第九十四条中「よって作成した」を「準拠して作成した」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　指定国際会計基準が国際会計基準（連結財務諸表規則第一条の二第一項第一号ニに規定する国際会計基準をいう。次号において同じ。）と同一である場合には、国際会計基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成している旨

第九十四条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際会計基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成している旨

様式第三号中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改める。

様式第三号の次に次の一様式を加える。

様式第三号の二

【四半期連結包括利益計算書】

【第　四半期連結累計期間】

（単位：　　円）

	前第　四半期連結累計期間 （自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日）	当第　四半期連結累計期間 （自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日）
少数株主損益調整前四半期純利益（又は少数株主損益調整前四半期純損失）その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××
持分法適用会社に対する持分相当額	×××	×××
……	×××	×××
その他の包括利益合計	×××	×××
四半期包括利益	×××	×××
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	×××	×××
少数株主に係る四半期包括利益	×××	×××

（記載上の注意）

連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第四号の次に次の一様式を加える。

様式第四号の二

【四半期連結包括利益計算書】

【第　四半期連結会計期間】

（単位：　　円）

	前第　四半期連結会計期間 （自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日）	当第　四半期連結会計期間 （自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日）
少数株主損益調整前四半期純利益（又は少数株主損益調整前四半期純損失）その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××
持分法適用会社に対する持分相当額	×××	×××
……	×××	×××
その他の包括利益合計	×××	×××
四半期包括利益	×××	×××
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	×××	×××
少数株主に係る四半期包括利益	×××	×××

（記載上の注意）

連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

第六条　四半期連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「よって作成した」を「準拠して作成した」に改める。

第九条第二項を削る。

第十四条中「よって作成した」を「準拠して作成した」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　指定国際会計基準が国際会計基準（連結財務諸表規則第一条の二第一項第一号ニに規定する国際会計基準をいう。）と同一である場合には、国際会計基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成している旨

第十四条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際会計基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成している旨

第七条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項第十九号中「第十四条の二」を「第十四条の九」に改める。

第二号様式中「【連結損益計算書】」を「【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】」に改め、同様式記載上の注意(25)ａ中「第１条の２に規定する特定会社をいう」を「第１条の２第１項に規定する特定会社をいい、同条第２項の規定により特定会社とみなされる会社を含む」に改め、(p)を(q)とし、(o)から(p)までを(j)から(o)までとし、同記載上の注意(h)中「第65条の２第２項」を「第65条の３」に改め、同記載上の注意(g)を(h)とし、同(f)を(g)とし、(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)の次に次のように加える。

(d)　包括利益金額

第二号様式記載上の注意(25)ｂ(1)中「第68条の４」を「第68条の４第１項」に改め、同記載上の注意(25)ｂ(1)中「第95条の５の２第２項」を「第95条の５の３第１項」に改め、同記載上の注意(25)ｃ中「(p)」を「(q)」に改め、同記載上の注意(25)ｄ中「(k)」を「(l)」に改め、同記載上の注意(60)ａ中「、連結株主資本等変動計算書及び」を「及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに」に改め、「ついては」の次に「、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した最近連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。以下この様式において最近２連結会計年度連結財務諸表という。）について」を、「四半期連結損益計算書」の次に「及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書」を加え、「及び持分変動計算書」を「並びに持分変動計算書」に改め、「中間連結損益計算書」の次に「及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書」を加え、「及び中間連結キャッシュ・フロー計算書」を「並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書」に改め、同記載上の注意(61)中「最近２連結会計年度」を「最近連結会計年度」に、「を掲げて比較する」を「(60)ａにより最近２連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近２連結会計年度末現在における連結貸借対照表）を掲げる」に改め、同記載上の注意(62)中「(62)　連結損益計算書」を「(62)　連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書」に、「最近２連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げて比較すること。」を「最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（(60)ａにより最近２連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結損益計算書及